

研究ノート

滋賀県の犯罪

——市町村の変容と実態に関する予備的考察——

津 島 昌 寛*

Crime and Modernization in Shiga Prefecture: An Exploratory Research on Crime Trends among Local Municipalities

Masahiro Tsushima*

The relationship between crime and modernization has been one of the most controversial issues in the field of sociology. The “Modernization” perspective argues that rapid socioeconomic changes weaken the social ties of local community, create a space of anonymity, and then lead to increasing crime rates. Has crime really become increasingly prevalent along with the modernization process? Has the impact of modernization on crime extended differently depending on the types of crimes? This study examines variation and change of violent and property crime rates among the 50 local municipalities in Shiga Prefecture both during and after the high growth period of the Japanese economy. For the analyses of crime data, time series data comparison (sequential line graph), crime distribution maps of municipalities, and multiple regression analysis are employed. The results include the following: Crime trends of Shiga Prefecture have been roughly similar to national trends; Violent crime rates have declined dramatically in the last three decades while property crime rates have gradually increased in the same period; Population factors such as “day/night population ratio” or “residential mobility” are regarded as important to predict the prevalence of crime, especially property crime in the prefecture. Lastly, the implications of these findings for further studies are briefly discussed.

1. はじめに

デュルケム (Durkheim, É.) やワース (Wirth, L.) の業績に代表されるように、犯罪と近代化の関係性は社会学の古典的テーマであり、この分野ではこれまでに多くの実証研究がおこなわれてきた。急激な産業化や都市化にともなう人口移動は、地域社会の文化的異質性や匿名性を高め、治安悪化をまねくおそれがある。また都市的生活様式にみられる「個人」や「自由」の偏重、近隣に無関心な住民の増加が、それに拍車をかけているといわれる。

犯罪は都市やその周辺地域のどこに多発しているのか。それはどのような犯罪なのか。さらに、産業化や都市化とともにどのようなひろがりを見せているのか。本稿の目的は、高度成長期以降の

* 龍谷大学社会学部

滋賀県の犯罪を、経時的、空間的に追跡して、犯罪発生の変動過程を目にみえるかたちで提示することである。本稿における調査は基礎的データを用いた実態調査そして予備的調査であり、本稿を今後継続する研究の導入的報告として位置づける。

本稿の内容を紹介したい。まず、滋賀県全体の犯罪率の推移を確認する。つぎに、県内市町村の犯罪率の推移を経時的に比較しながら、地域的な傾向をさぐる。そのさい、市町村別の犯罪分布を地図に表現して、視覚的な検証も同時におこなう。最後に、市町村の主な社会経済指標と犯罪率の関連性を考察し、継続調査の展開にむけた具体的かつ実践的な提言をおこなう。

2. 滋賀県の犯罪率の推移

関西都市圏のベッドタウンである滋賀県は、人口増加が続いており、急速な都市化・郊外化が進んでいる。2000年の国勢調査の都道府県別人口増加率で、滋賀県は自然増減において全国5位、社会増減において1位となっている。将来推計人口では、2030年まで人口が増加する全国唯一の県である¹⁾。地域の生活環境は急激に変化しており、治安にたいする住民の不安感も増大している。たとえば、2002年に草津市の犯罪率が都道府県ワーストワンの大阪府とならんだときには、住民にこの事実を知ってもらい、地域の治安を高めていこう、と呼びかけるHPが立ちあげられている²⁾。また、2004年に滋賀県は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり条例を施行し、犯罪抑止のまちづくりの実現にむけて、全県的な取りくみを進めている。

滋賀県の犯罪率は、全国水準とくらべて高いのか低いのか、また、どのように推移しているのか。ここではまず、滋賀県全体の犯罪率の推移を概観する。そのさい、犯罪は暴力犯罪と財産犯罪にわけて説明していく。暴力犯罪には粗暴犯を、財産犯罪には窃盗犯をそれぞれ指標としてもちいる（粗暴犯は、凶器準備集合・暴行・傷害・脅迫・恐喝から構成される）。データの出所は『犯罪統計書』（警察庁）による。

2. 1 暴力犯罪

図1は、1955年から2004年までの粗暴犯の発生率（10万人あたりの認知件数）の推移を示したものである。滋賀県の粗暴犯の発生率はマーカーつき折れ線、全国の粗暴犯の発生率はマーカーなし折れ線で表している。滋賀県の粗暴犯の推移には、図中左がわに大きな「犯罪の波」を確認できる。全国の推移にはこれほど顕著な変動はみられない。滋賀県の粗暴犯の発生率は、1956年の一時的な上昇低下の後、1957年から急上昇し、1962年にピークをむかえ、その後、急に低下している。この1957年から1962年にかけての犯罪増加については、名神高速道路や東海道新幹線などの大型開発事業の進展にともない、県下に大量の移動労働者を有する状況にいたったこと、また被害者届出勧奨運動の推進によって届出が増えたことなどが理由としてあげられる³⁾。60年代後半から現在までは、全国よりも若干低い水準で、全国と同じような軌跡をたどっている。つまり粗暴犯の発生率は、60年代後半から70年代後半にかけて低下し、その後、20年ちかく安定していたが、90年代後半から上昇傾向にある。（滋賀県の場合は、さらに2002年にピークをむかえた後に、低下傾向を示している）。

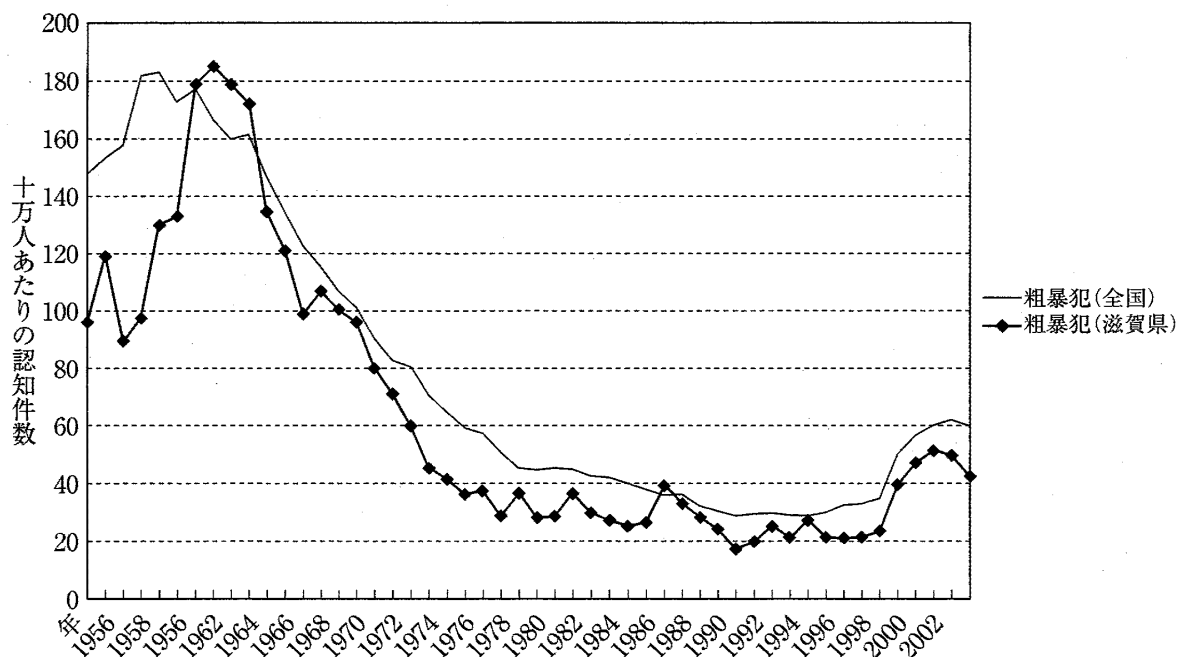


図1 全国と滋賀県における粗暴犯発生率の推移 (1955-2004年)

2004年の全国の粗暴犯の発生率は10万人あたり60.0件である。滋賀県は10万人あたり42.1件で、47都道府県中ほぼ真ん中 (25位) に位置している⁴⁾。

2. 2 財産犯罪

滋賀県と全国の窃盗犯の発生率の推移を示したものが図2である。粗暴犯と同じく、滋賀県の発生率はマーカーつき折れ線、全国の発生率はマーカーなし折れ線で表している。刑法犯認知件数 (業務上過失致死傷罪をのぞく) の7割から8割程度を窃盗犯がしめていることから、窃盗犯をみれば、犯罪全体の傾向をほぼ把握できると考えてよい。滋賀県の窃盗犯の発生率は、1955年から

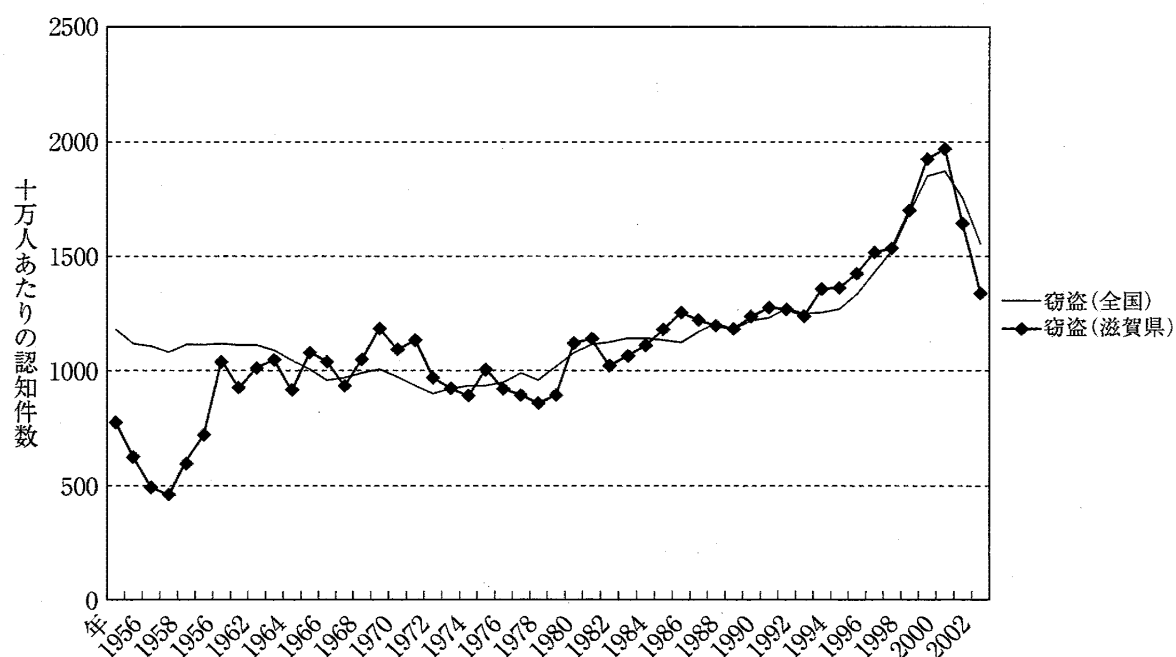


図2 全国と滋賀県における窃盗犯発生率の推移 (1955-2004年)

1958年にかけて低下した後に、1958年から1961年にかけて急上昇している。理由は先に述べたことから明らかであろう。その後、全国とはほぼ同水準で、同じような軌跡をたどっている。つまり、窃盗犯の発生率は、60年代前半から90年代前半までゆるやかに増加していたが、90年代後半から急上昇して、2002年を境に下降している（2003年の滋賀県の窃盗をふくむ刑法犯認知件数は27,801件で、前年の2002年より4,382件減少し、その減少率13.6%は全国一位になっている）。

2004年の全国の窃盗犯の発生率は10万人あたり1,551件である。滋賀県は10万人あたり1,333件で、47都道府県のなかで中間より上位（18位）に位置している⁵⁾。

窃盗犯にかんして注意することは、対象期間のあいだに窃盗犯の内訳が変化していることである。昭和30年（1955年）には、侵入盗が窃盗全体の30%を占めていたのにたいして、近年では10%を大きく下まわっている。近年の窃盗では、万引きと乗物盗（とくに自転車やオートバイ）の割合が全体の80%程度に達している⁶⁾。滋賀県の窃盗の内訳（2003年）は、順に、自転車盗（22%）、車上ねらい（20%）、万引き（7%）、オートバイ盗（7%）となっている⁷⁾。

以上、過去半世紀にわたる滋賀県の犯罪の推移を概観した⁸⁾。滋賀県の犯罪率は、罪種にかかわらず、全国とはほぼ同じ推移をたどっている。発生率にかんしては、1950年代後半から60年代前半の時期を除けば、滋賀県の暴力犯罪（粗暴犯）の発生率は全国平均をやや下まわる水準、財産犯罪（窃盗犯）の発生率は全国平均と同水準であることが確認できた。

次章では、分析単位を滋賀県全体から県内市町村に移す。

3. 滋賀県市町村の犯罪率の推移

滋賀県は、琵琶湖を中心に、湖東・湖西・湖南・湖北と呼称される地域からなり、それぞれの地域で独自の生活文化を育んできた。近代以降の産業化の進展や社会経済の変化も地域により異なり、犯罪の特徴や動向も全県一律ではないと考えられる。参考までに、市町村の地理的な位置関係を図

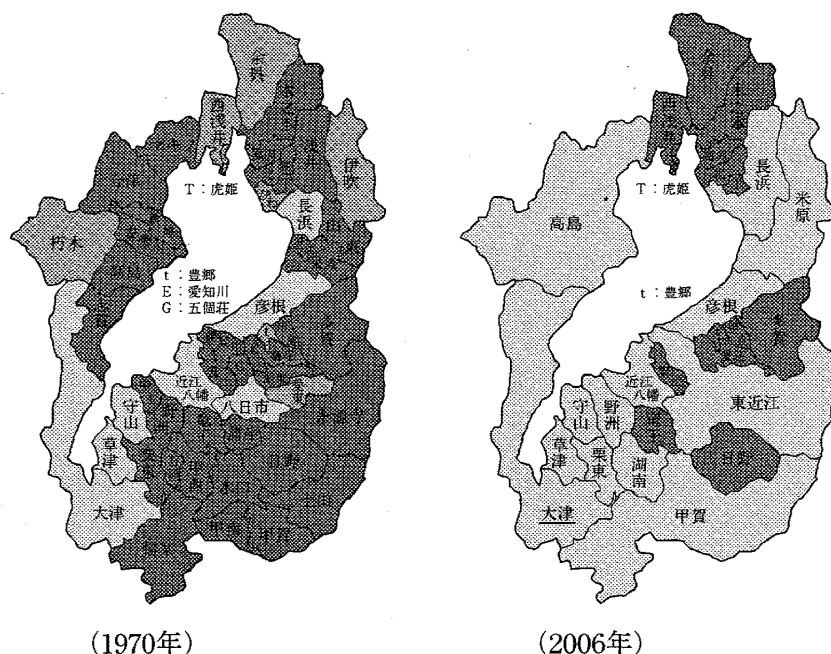


図3 滋賀県の市町村
むじながいり, 2006, 「市町村変遷パラパラ地図 滋賀県」
(<http://mujina.sakura.ne.jp/history/25/index.html>, 2006.9.19)

3にのせた。左図は1968年から2004年当時の市町村、右図は平成の大規模な市町村合併後にあたる2006年現在の市町である⁹⁾。

ここでは、50市町村（図3の左図）を対象として、1970年から2000年のあいだの4時点（1970年、1980年、1990年、2000年）の犯罪率を分析する¹⁰⁾。犯罪統計は『滋賀の犯罪』（滋賀県警察本部）を使用する。犯罪は暴力犯罪（粗暴犯）と財産犯罪（窃盗犯）に分類する。また犯罪率の算出には3年（1970年を例にとれば、1969年・1970年・1971年）の平均値をもちいる。この方法を採用することによって、市町村の犯罪件数の一時的な変動から生じる歪みを最小限におさえることができる。

3. 1 市と町村の比較

県内50市町村を市と町村にわけて、犯罪率の水準とその推移をみてみよう。粗暴犯の発生率は表1、窃盗犯の発生率は表2である。

まず、粗暴犯を確認する。市と町村を比較すると、どの時期においても、市のほうが町村よりも発生率が高いことがわかる。30年間の推移をみると、市と町村の発生率はともに半分以下に下がっている。1970年の発生率を100とした場合、2000年の発生率は市が42、町村は31となっている。70年代の急激な低下は特徴的である。これは先に滋賀県の犯罪率の推移で見たものと同じ傾向である。

表1 滋賀県市町村における粗暴犯発生率の推移（1970-2000年）

粗暴犯		1970	1980	1990	2000
発生率の平均	市 (N=7)	10.97	3.44	3.14	4.60
	町村 (N=43)	7.36	2.30	1.19	2.27
1970年を100にした場合	市	100	31	29	42
	町村	100	31	16	31

（注）発生率は1万人あたりの件数

『滋賀の犯罪』（滋賀県警察本部編）をもとに作成

つぎに、窃盗犯に移る。市と町村を比較すると、どの時期においても、市のほうが町村よりも発生率が高いことがわかる。30年間の推移をみると、1980年に市・町村ともに一時的な落ち込みがあるが、市と町村の発生率は全体的に上昇している。これも先に滋賀県の犯罪率の推移で見たものと同じ傾向である。1970年の発生率を100とした場合、2000年の発生率は市が139、町村は175であり、上昇率において、市より町村のほうが高くなっている。

表2 滋賀県市町村における窃盗犯発生率の推移（1970-2000年）

窃盗犯		1970	1980	1990	2000
発生率の平均	市 (N=7)	142.74	122.16	143.86	197.98
	町村 (N=43)	72.76	63.10	79.44	127.44
1970年を100にした場合	市	100	86	101	139
	町村	100	87	109	175

（注）発生率は1万人あたりの件数

『滋賀の犯罪』（滋賀県警察本部編）をもとに作成

以上の結果から、30年のあいだに、粗暴犯においては農村部から都市部へ、窃盗犯においては逆に都市部から農村部のほうへ、犯罪率の重心が移行していることが読みとれる。

3. 2 市町村の犯罪分布地図

市町村の犯罪率を地図に表わして、上で述べた傾向を確認する。図4と図5はそれぞれ4時期の粗暴犯と窃盗犯の発生率（密度）を地理的に表現したものである。各図では、発生率の程度にしたがい、市町村を色わけした。色がこくなるほど発生率が高くなることを示している。

粗暴犯（図4）にかんして、1970年では、市町村間の発生率に大きな違いがあることがわかる。しかし、粗暴犯はその後10年間に県全域で激減して、それ以後、市町村のあいだに目立った差異は認められない。一見して、特徴あるパターンはみられない。他方、窃盗犯（図5）は琵琶湖周縁部、つまり交通の便がよく、様々な産業が集積している都市部、とくに大津市や草津市をはじめとする湖南地域や彦根市周辺などに集中していることがわかる。つまり、時期によって窃盗の発生率は異なるものの、窃盗が多発する市町村は4時期をとおしてほぼ限定されている。しかし1990年から2000年の10年のあいだに、窃盗犯は県全域に増加して、農村地域である県境周辺部にまで拡散して

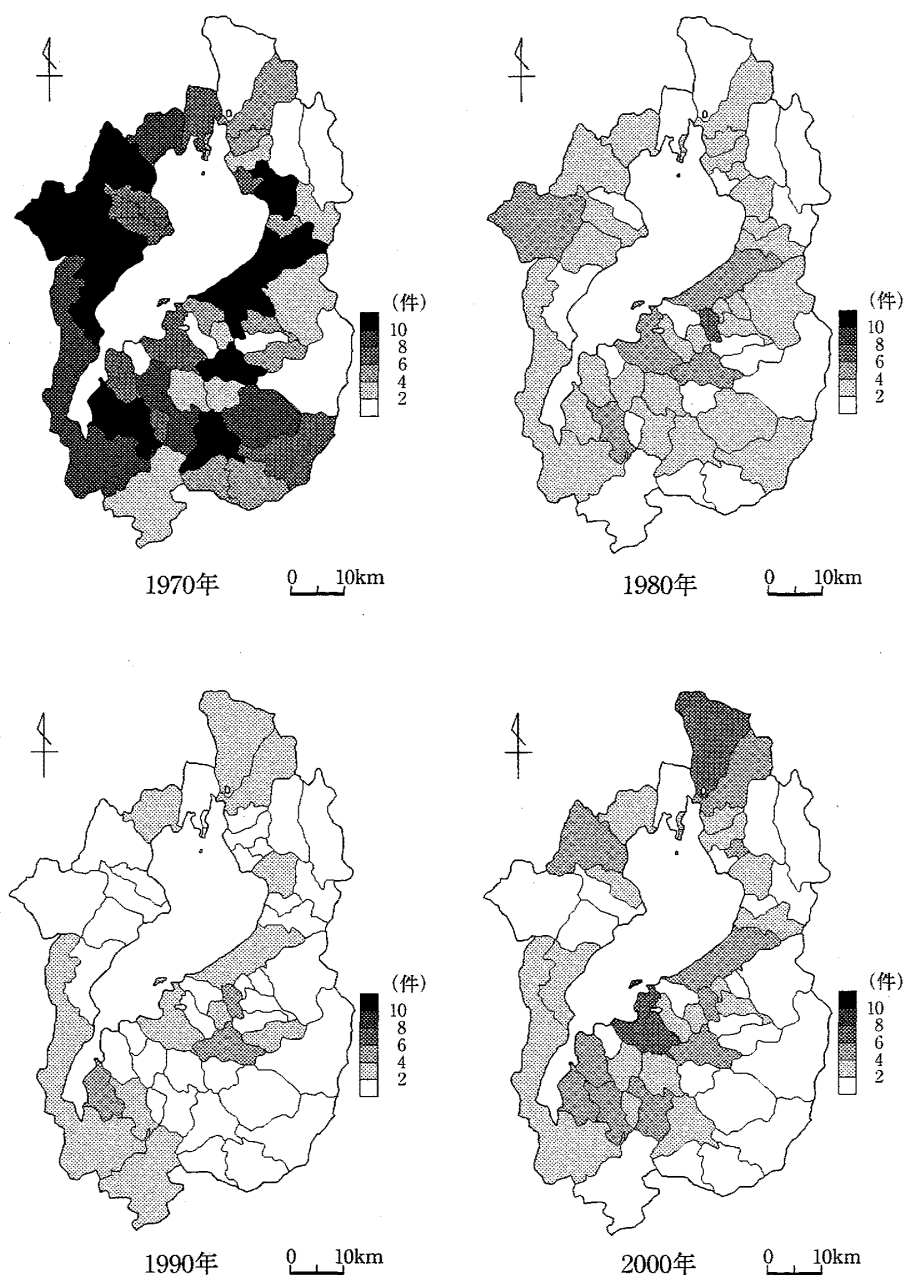


図4 滋賀縣市町村の粗暴犯発生率（1970-2000年）

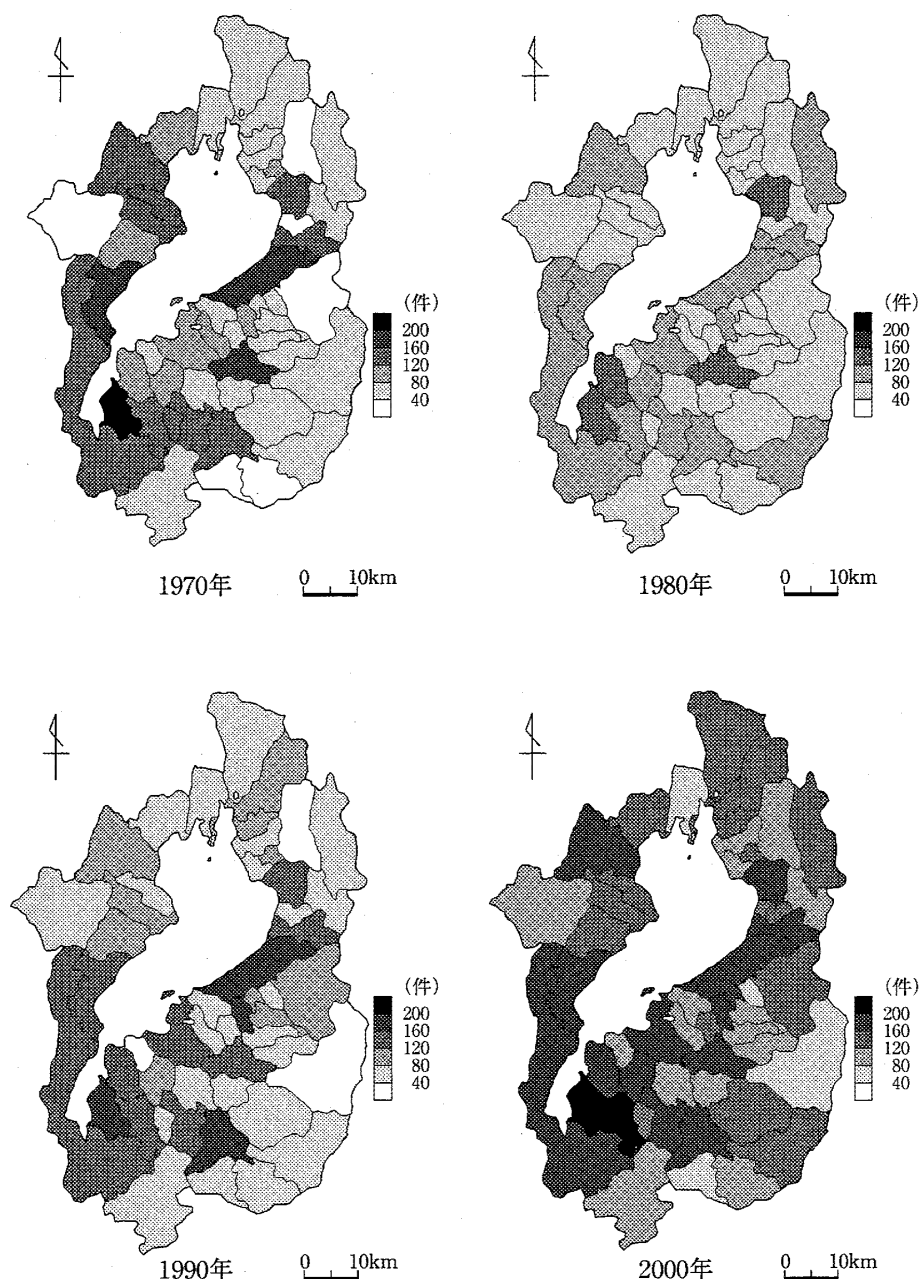


図5 滋賀県市町村の窃盗犯発生率（1970-2000年）

いることが読みとれる。

3. 3 市町村個別の犯罪率

表3、4は1970年と2000年の50市町村個別の犯罪率である。（1980年と1990年は省略している。）表3は粗暴犯、表4は窃盗犯の発生率である。それぞれ表1列目の市町村は、上から1970年の発生率の高い順に並べている。2列目、3列目はそれぞれ1970年の発生率と2000年の発生率である。最後の4列目はz値（標準偏差を単位として測った値）の変化、つまり1970年のz値と2000年のz値の差である。このz値をみることにより、30年間における市町村の犯罪率の相対的变化をとらえることが可能になる。また、2つの表の上には順位相関係数（ γ ）をのせている。順位相関係数は、1970年の順位と2000年の順位との関係の強さを示す値である。

表から、つぎの2つが読みとれる。まずz値の変化から、市町村間の犯罪率の均一化、つまり、

表3 滋賀県市町村における粗暴犯発生率の変化
(1970-2000年) 順位相関: $\gamma = .420$

市町村名	粗暴犯(1970)	粗暴犯(2000)	z値の変化
虎姫町	29.73	5.69	-2.12
豊郷村	18.52	2.80	-1.81
志賀町	18.11	2.32	-2.02
米原町	16.31	2.14	-1.80
彦根市	15.15	4.36	-0.27
長浜市	15.02	3.33	-0.86
今津町	12.77	4.07	-0.01
朽木村	12.38	0.00	-2.36
草津市	11.78	5.89	1.25
愛知川町	11.77	4.26	0.28
水口町	11.50	3.87	0.10
栗東町	11.29	4.74	0.65
八日市市	11.02	4.43	0.52
甲良町	10.70	0.82	-1.57
高島町	10.54	1.87	-0.92
マキノ町	9.97	2.15	-0.65
甲西町	8.97	4.03	0.65
大津市	8.81	3.43	0.33
日野町	8.67	1.30	-0.91
野洲町	8.17	3.87	0.70
土山町	7.97	1.78	-0.50
近江八幡市	7.91	6.48	2.30
石部町	7.84	2.69	0.06
安曇川町	7.17	1.38	-0.60
西浅井村	7.17	1.36	-0.61
守山町	7.09	4.27	1.14
新旭町	6.38	3.01	0.52
びわ村	6.15	0.00	-1.23
近江町	5.45	1.77	-0.05
木之本町	5.26	4.73	1.74
高月町	5.22	2.89	0.66
秦荘町	4.98	2.08	0.22
甲賀町	4.83	0.56	-0.66
能登川町	4.81	1.91	0.15
愛東村	4.14	0.57	-0.53
甲南町	4.03	1.51	0.05
信楽町	3.63	1.39	0.05
多賀町	3.59	0.39	-0.53
蒲生町	3.54	1.63	0.21
山東町	3.13	1.99	0.50
湖北町	3.13	2.27	0.66
五個荘町	3.10	3.41	1.35
竜王町	3.08	3.24	1.25
安土町	2.00	2.17	0.81
糸島村	1.86	6.32	3.30
永源寺町	1.86	1.05	0.17
浅井町	1.73	0.26	-0.27
湖東町	1.70	1.84	0.67
中主町	1.70	1.38	0.39
伊吹村	1.52	0.00	-0.39

(注) 網かけはz値の増加上位3市町村, 黒枠は減少上位3市町村『滋賀の犯罪』(滋賀県警察本部編)をもとに作成

表4 滋賀県市町村における窃盗犯発生率の変化
(1970-2000年) 順位相関: $\gamma = .701$

市町村名	粗暴犯(1970)	粗暴犯(2000)	z値の変化
草津市	203.12	229.90	-0.35
志賀町	193.17	177.86	-1.38
彦根市	168.71	197.42	-0.39
八日市市	168.53	198.49	-0.36
栗東町	150.81	200.89	0.07
長浜市	145.02	195.22	0.06
石部町	138.52	139.23	-1.14
新旭町	137.62	131.91	-1.29
安曇川町	133.27	147.70	-0.83
水口町	132.50	180.06	-0.04
今津町	130.85	162.82	-0.42
大津市	128.34	183.56	0.13
米原町	125.01	193.66	0.44
甲西町	122.80	172.86	-0.01
虎姫町	102.96	146.91	-0.20
守山町	102.34	184.77	0.71
野洲町	101.37	168.98	0.36
マキノ町	98.28	156.74	0.13
高島町	84.28	130.29	-0.20
愛知川町	83.96	186.94	1.15
安土町	83.54	107.29	-0.74
近江八幡市	83.12	196.49	1.40
五個荘町	66.65	120.15	-0.07
蒲生町	61.42	108.18	-0.25
土山町	58.68	121.32	0.12
木之本町	57.89	140.68	0.60
愛東村	57.35	80.50	-0.82
西浅井村	56.70	72.85	-0.99
能登川町	54.83	116.57	0.09
中主町	54.73	95.80	-0.40
日野町	52.52	125.68	0.36
びわ村	50.51	83.97	-0.59
甲良町	50.44	70.18	-0.92
高月町	49.57	149.85	1.00
信楽町	48.97	116.50	0.22
湖北町	46.14	118.21	0.32
秦荘町	46.08	85.97	-0.45
豊郷村	46.06	188.82	2.00
伊吹村	46.05	134.81	0.71
山東町	44.97	115.74	0.28
湖東町	43.52	96.29	-0.15
永源寺町	43.16	76.40	-0.62
余呉村	42.74	139.09	0.88
竜王町	40.37	113.44	0.32
多賀町	38.80	132.34	0.81
甲南町	34.97	71.91	-0.55
浅井町	34.85	82.26	-0.30
近江町	31.44	122.09	0.72
甲賀町	28.42	96.00	0.16
朽木村	21.90	100.32	0.40

(注) 網かけはz値の増加上位3市町村, 黒枠は減少上位3市町村『滋賀の犯罪』(滋賀県警察本部編)をもとに作成

犯罪は県全域に拡散してきていることがわかる。全般的に、1970年に上位に位置していた市町村の z 値は2000年時には減少しているのにたいして、1970年に下位に位置していた市町村の z 値は2000年では増加している。(z値の増加上位3市町村〔表中網かけ〕と減少上位3市町村〔表中枠つき〕の順位に注目していただきたい。)

四分位範囲と標準偏差の値は、1970年から2000年のあいだに、市町村間の犯罪率の散らばりが縮小していることを示している。四分位範囲とはデータの上位25%と下位25%をのぞいた真ん中50%の範囲（ひろがり）のことである。粗暴犯の場合、四分位範囲は7.42から2.49、標準偏差は5.52から1.68へと、窃盗犯では、四分位範囲は78.95から70.57、標準偏差は47.25から42.03へと、いずれも値が小さくなっている。これにかんしては、巻末に粗暴犯と窃盗犯の箱ひげ図（図A）をのせているので、参照していただきたい。このように、暴力犯罪は減少し、財産犯罪は増加しながらも、地理的には拡散してきている。もはや犯罪は都市部のみの現象ではなくなっているともいえよう。

つぎに、順位相関係数をみる。順位相関係数は、粗暴犯が0.420、窃盗犯が0.701であり、ともに1%水準で有意である。つまり、1970年に相対的に犯罪率が高かった市町村は、2000年においても高い傾向にあることを意味する。30年の時間の経過にもかかわらず、犯罪は地域に（窃盗犯の場合は都市部に）根ざしていることがわかる¹¹⁾。

4. 考察——主要な社会経済指標との関連性

これまでの結果をふまえて、滋賀県市町村の犯罪と地域特性との関連性を考察する。犯罪の社会構造的要因をさぐることで、今後の研究の基本的指針を示したいと考えるからである。地域特性を表す社会経済指標として、人口、人口構成、産業経済からいくつか代表的なものを選んだ¹²⁾。それらは、人口規模、人口密度、人口増加率、昼夜間人口比、非定住率、若年人口比、外国人人口比、第2・第3次産業、平均所得、失業率、以上の10指標である。これらの指標はいずれも、類似研究において、しばしば犯罪の独立（原因）変数としてもちいられている。そのうち「若年」と「外国人」は、犯罪者の属性傾向として、警察当局が指摘しているものである¹³⁾。犯罪とこれらの指標の理論的つながりについては、機会をあらため、くわしく論じるつもりである。

選ばれた指標の4時期の平均と標準偏差を一覧にしたものが表5である。表には指標の定義とデータの出所もあわせて記載している。そして、これらの指標を独立変数として、犯罪率を従属変数として重回帰分析をおこなう。この分析は探索的なものであり、独立変数の相対的重要性を判断するという目的から、ステップワイズ法（変数減少法）を採用した。独立変数のあいだにいくつか高い相関がみられたので、従属変数（犯罪率）との相関や理論的妥当性などを考慮しながら、より重要とおもわれる変数のほうを使用することにした。それによって、人口増加率と平均所得が除去され、残る8つの独立変数を重回帰式に投入することになった。その結果が表6（粗暴犯）と表7（窃盗犯）である。

まず、粗暴犯からみていく。表6より、昼夜間人口比に一貫した、有意な正の影響が認められる。また人口密度にも、1980年をのぞく3つの時期に、有意な正の影響が認められる。これらの指標はそれぞれ、市町村の拠点性と人口の集積度を意味し、どちらも都市化の指標と読み替えてよいものである。つまりこの結果は、都市化が進んだ市町村ほど、粗暴犯の発生が多くなることを意味している。粗暴犯と都市部との関連は、先の犯罪分布地図を使った視覚的な判断では、容易に確認でき

表5 主要な社会経済指標の平均と標準偏差 (1970-2000年)

	1970 (N=50)	1980 (N=50)	1990 (N=50)	2000 (N=50)
人口規模 (人)	17795 (26285)	21618 (33499)	24448 (40223)	26857 (45046)
人口密度 (人)	350.516 (264.888)	413.600 (341.061)	458.513 (396.758)	500.057 (457.148)
人口増加率 (%)	1.281 (8.474)	6.346 (9.182)	2.484 (5.639)	1.743 (4.938)
昼夜間人口比 (%)	91.626 (9.820)	90.436 (10.872)	90.626 (12.191)	92.236 (11.046)
非定住率 (%)	15.776 (8.128)	18.424 (9.458)	12.938 (6.126)	17.113 (6.694)
若年人口比 (%)	8.770 (1.180)	6.549 (.531)	7.659 (.895)	6.286 (.657)
外国人人口比 (%)	.552 (.700)	.502 (.599)	.546 (.570)	1.170 (1.206)
第2・第3次産業 (%)	63.835 (11.349)	74.956 (9.550)	91.248 (3.477)	93.673 (2.757)
平均所得 (千円)	160.94 (30.654)	599.72 (96.303)	1087.62 (174.845)	1354.12 (156.365)
失業率 (%)	.650 (.318)	1.494 (.904)	1.755 (.756)	3.302 (.862)

(注) 上段の数値は平均, 括弧内の数値は標準偏差

(出所) 『国勢調査』(総理府統計局), 『所得格差表』(市町村税務研究会), 『個人所得指標』(市町村税務研究会)

(各指標の定義)

- ・人口密度: 1 km²あたりの人数
- ・人口増加率: (過去5年間の人口増減数/総人口) × 100
- ・昼夜間人口比: (夜間人口/昼間人口) × 100
- ・非定住率: (居住期間が5年未満の人口/総人口) × 100
- ・若年人口比: (15歳以上20歳未満の人口/総人口) × 100
- ・外国人人口比: (外国人人口/総人口) × 100
- ・第2・3次産業: (第2次産業の就業人口+第3次産業の就業人口/全産業の就業人口) × 100
- ・平均所得: 市町村における納税義務者1人あたり所得額
- ・失業率: (完全失業者数/労働力人口) × 100

表6 粗暴犯を従属変数とした重回帰分析 (1970-2000年)

	粗暴犯 (N=50)			
	1970	1980	1990	2000
人口規模				
人口密度	.279*		.390**	.463**
昼夜間人口比	.467**	.624**	.318*	.291*
非定住率		.426*		
若年人口比	-.198†			
外国人人口比				
第2・第3次産業		-.470*		
失業率	.267*			
調整済み決定係数R ²	.526	.348	.309	.364

†10%水準 *5%水準 **1%水準

ステップワイズ法 空欄は除去された変数 (標準回帰係数)

なかったところである。そのほか、非定住率、若年人口比、第2・第3次産業、失業率人口比には、いずれも1つの時期だけに有意な影響がみられる。それらの変数については、さらに検討する余地があるだろう。とくに、若年人口比、第2・第3次産業の係数は（およその予想に反して）負の符号となっていることに注意されたい。また、外国人人口比には、全時期をとおして、有意な影響はみられなかった¹⁴⁾。

つぎに、窃盗犯に移る。表7をみると、有意な係数は都市化（表の上半分）の変数に集中しており、都市化の影響がより顕著にあらわれていることがわかる。決定係数 R^2 の数値も粗暴犯のそれとくらべて高くなっている。昼夜間人口比には全時期をとおして、人口密度と非定住率には1時期（前者は1970年、後者は1990年）を除くほかの3時期において、有意な正の影響が認められる。また人口規模には1980年においてのみ、有意な正の影響が認められる。以上の結果から、都市化が進んだ市町村ほど、窃盗犯の発生が多くなることが確認された。ほかに有意な変数は2000年の若年人口比であり、これは窃盗犯の発生率にたいして負の影響をあたえている。外国人人口比、第2・第3次産業、失業率には、いずれの時期においても、有意な影響はみられなかった。

表7 窃盗犯を従属変数とした重回帰分析（1970-2000年）

窃盗犯 (N=50)				
	1970	1980	1990	2000
人口規模		.277*		
人口密度		.236†	.483**	.331*
昼夜間人口比	.295*	.212†	.453**	.296**
非定住率	.556**	.238†		.366**
若年人口比				-.212*
外国人人口比				
第2・第3次産業				
失業率				
調整済み決定係数 R^2	.572	.510	.570	.642

†10%水準 *5%水準 **1%水準

ステップワイズ法 空欄は除去された変数（標準回帰係数）

4時期における市町村の横断分析の結果から、犯罪は都市的特徴と密接に関連していることが推測できよう。前章の犯罪分布地図と同じやり方で、滋賀県の都市化の程度の推移を表わした図を提示したい。ここでは都市化の指標として、都市化（郊外化）の指標のひとつ、試験的に、非定住率をもちいる。それが図6である。非定住率が高い市町村は、4時点をとおして、図中左下の琵琶湖周縁部にあたる湖南地域に集中している。当該地域は都市およびその近郊である。時間的推移を考慮せず、時期を個別にみた場合、この分布は図5の窃盗犯の分布に類似している。さらに、非定住率と窃盗犯の発生率の散布図（図7）は2つの強い関連性を裏づけている。この図をみてわかるとおり、非定住率の高い市町村ほど窃盗犯の発生率は高くなる傾向にある。

話を分布地図に戻したい。4時期の分布の経時的変化に着目した場合には、粗暴犯の地図をくわえた3つの分布地図の傾向はたがいに大きく異なっている。つまり、上述したとおり、粗暴犯の場合は、都市・農村部にかかわらず、1970年代に激減、窃盗犯の場合、全体的に増加し、農村部にも拡散する傾向がある。そして、非定住率の場合には顕著な傾向は確認されない。犯罪とは独立した動向を示している。

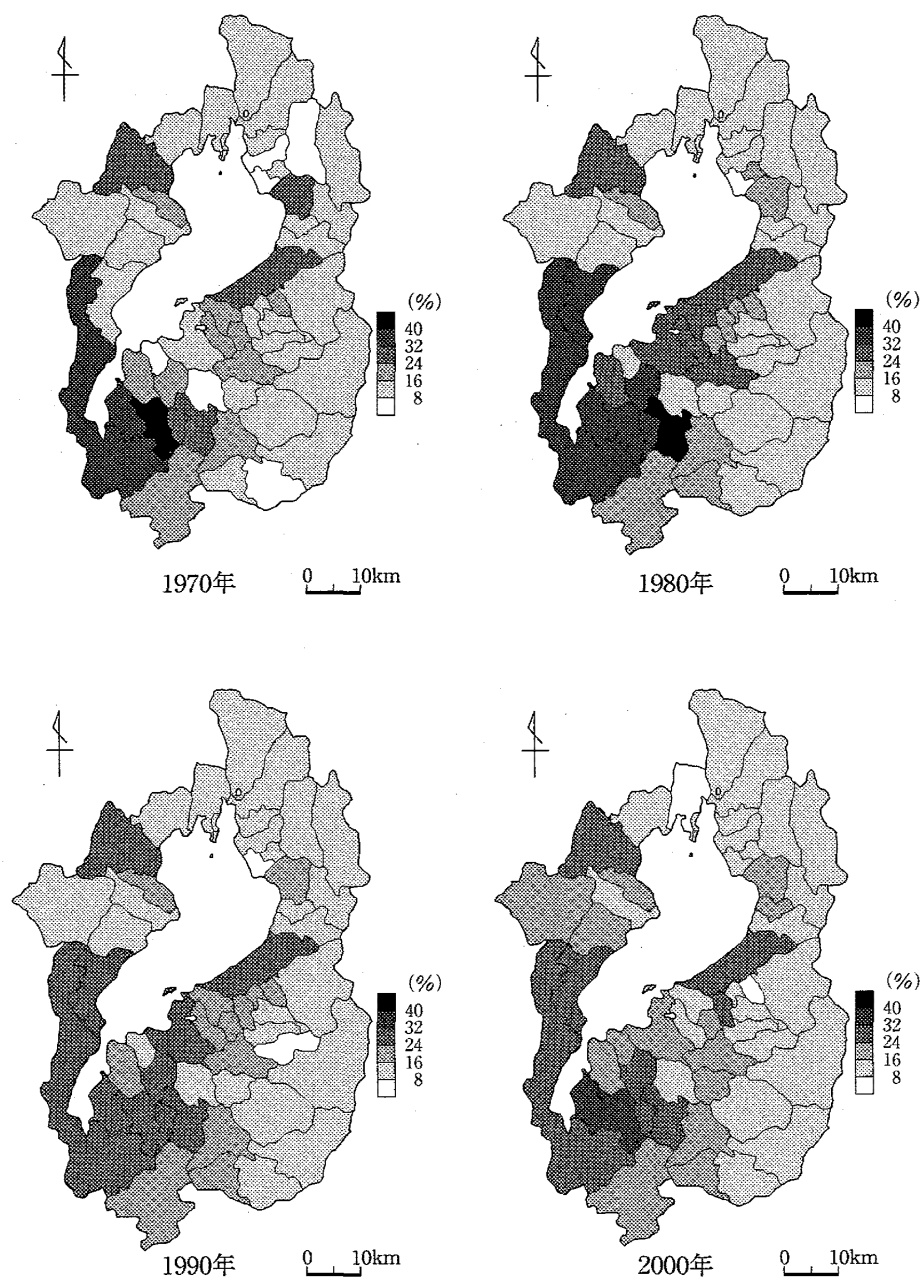


図6 滋賀県市町村の非定住率（1970-2000年）

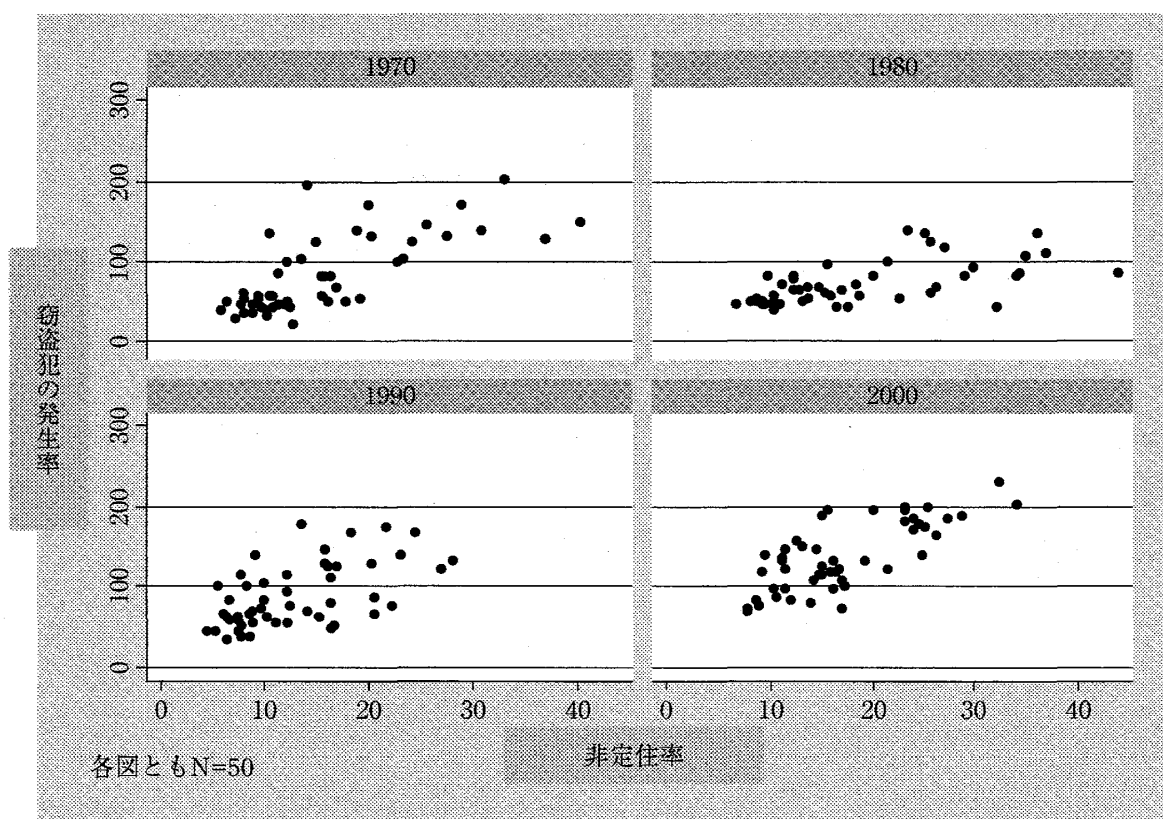


図7 非定住率と窃盗犯発生率との散布図（1970-2000年）

5. おわりに

以上、本稿では、高度経済成長期以降の滋賀県全体と県内市町村の犯罪動向を概観してきた。ここでは、暴力犯罪は激減した一方、財産犯罪はしだいに増加する傾向にあることが明らかにされた。これは、全国的傾向とおおむね合致している。さらに、これまで都市部に集中して発生していた財産犯罪は県全域に拡大して、都市部と農村部との差は以前ほどなくなってきたことも確認した。

はじめに述べたとおり、今回の調査は予備的調査として位置づけている。今回の結果について十分注意をはらいながら、将来の調査に備える必要がある。調査の展開にむけた今後の課題をつぎにあげる。

(1) 今回の調査結果を、関連する先行研究の結果と照合し、検討をおこなう。そして、導きだされる仮説の検証にむけて、継続調査の準備作業をすすめる。現時点では、たとえば、つぎのような問題が考えられる。犯罪率の推移において、財産犯罪が増加した一方で、暴力犯罪は激減する傾向にある。それはなぜなのか。近代化と関連があるのか。然りなら、どのような論理的関係性があるのか。

(2) 歴史学をふくむ総合的な地域研究の視点から、犯罪増加（減少）の背景と要因をあらためて考察する。これには、滋賀県の犯罪において、1950年代後半から60年代前半にかけて確認された大きな「犯罪の波」の理由を質的に検討することなども含まれる。市町村史資料などの活用が考えられる。

(3) より適切な（高度で複雑になることを意味するが）統計技法をもちいて、滋賀県において産業化や都市化が犯罪発生にどういった影響をあたえてきたかを精査する。横断分析だけでなく、時間的推移による変化を同時に取りこんだ統計技法（たとえば、Pooled Time-series Analysis）の使用があげられよう。

(4) 高度成長期以降、とくに地域社会が大きく変容した県内の市町村を選びだし、重点的に調査をして、そこで得られた知見を滋賀県または一般の犯罪研究に還元する。

(5) 本研究の犯罪統計は認知件数をもとにしている。認知件数は、事件の通報によって、警察が公式に記録した件数であり、警察に通報されない犯罪（暗数）は、統計に反映しない。認知件数は通報率に大きく左右されるが、通報率は罪種、地域、被害者の属性、時代などによって異なると考えられる。今後の研究の基礎的資料となる警察統計の信頼性を評価・確保するため、通報率についての補足的研究が不可欠となる。

* * * * *

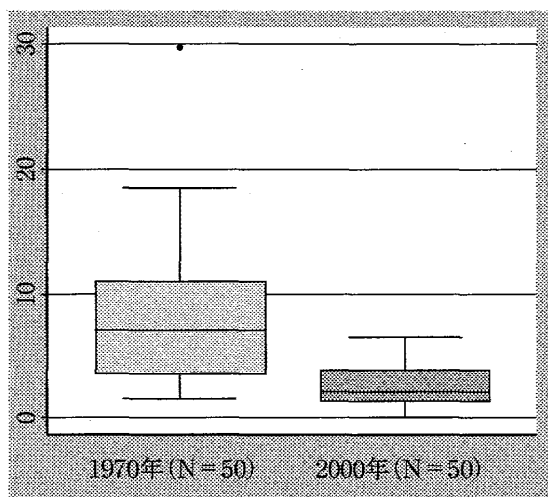
最後に、本研究の発想や視点のヒントになった文献のひとつ、三浦展の『ファスト風土化する日本』（洋泉社、2004）を紹介し、それに若干コメントをつけくわえて、本稿をしめくくる。

高度成長期以降、郊外化や貨幣経済化の波は地方農村部におよび、地域固有の伝統文化をもったコミュニティを崩壊させ、その結果、全国一律の均質な生活環境が拡大することになった。三浦は、このような地方のロードサイドのFC大型店をはじめとした、どこも同じ風景を「ファスト風土」と名づけ（外食産業のファストフードに引っかけた造語）、地方における犯罪増加は「ファスト風土」的大衆消費社会と無縁ではない、と主張する。なぜなら、交通網の整備により、地方にも人の流動性が高まる。これまで都市部に集中していた匿名的空間が地方にも生まれ、それは犯罪機会の増加につながっている。交通の利便性はまた、産業を誘発し、地域社会の貨幣経済化、人々の大量消費志向という生活様式を強化して、さらに犯罪の増加を誘発している、というのだ。郊外化した地方は、いまもっとも不安定な地域であり、犯罪をはじめとする社会病理の温床となっている、と三浦は訴える。

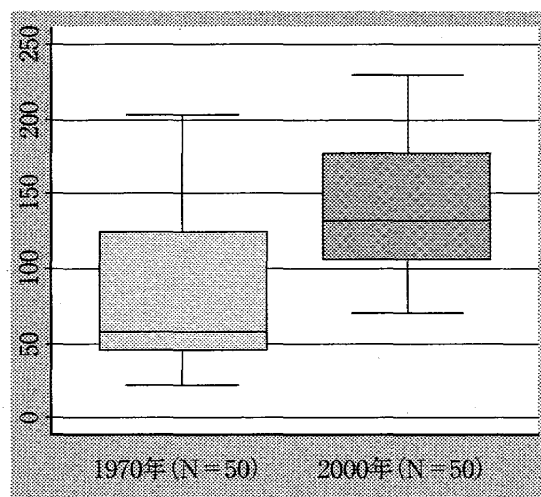
本書には、犯罪の質（凶悪性）と量（窃盗犯などの比較的軽微な犯罪）を混在させたまま議論を展開しているなど、いくつかの問題があるが、都心よりむしろ地方のほうが「病んで」いる、また地方はここ数十年に急激に都市化し、郊外化した地域がもっとも危ない、という視点は興味ぶかい。新幹線や高速道路など高速交通網の整備、大型SCの立地、町並みの景観など物理的空間の変化、これはまさに滋賀県市町村の地域変容を指摘しているのではないだろうか。本書が提示する仮説を、滋賀県というひとつの事例をもちいて、検証することもまた有益であろう。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所, 2002,『都道府県別将来推計人口(平成14年3月推計)』厚生統計協会。
- 2) 滋賀県県民生活部県民生活課・アルカリマガジン, 2004,「こなんチョボラスチューデント支援事業——草津市を犯罪の無い街へ」(<http://alkalimagazine.com/contents/news/bouhan/index.html>, 2005.8.8)。
この年の草津市の犯罪件数は1万人あたり349件にたいして、大阪府は348件であった。
- 3) 滋賀県警察本部刑事部捜査一課, 1962,『滋賀の犯罪 昭和36年度』滋賀県警察本部, p.6。近隣県においても大型プロジェクトの建設にともなう犯罪の急増があったのか, また被害者届出勧奨運動が滋賀県のみで実施されたものなのか, 確認する必要がある。
- 4) 粗暴犯の発生率の上位5県は, 沖縄県(95.1), 大阪府(91.2), 神奈川県(84.1), 東京都(81.5), 埼玉県(77.7), 下位5県は, 宮崎県(23.1), 鹿児島県(22.6), 福井県(22.2), 長野県(22.1), 岩手県(20.4)であった。
- 5) 窃盗犯の発生率の上位5県は, 大阪府(2318), 愛知県(2285), 福岡県(2032), 埼玉県(1991), 千葉県(1946), 下位5県は, 鹿児島県(818), 岩手県(706), 長崎県(669), 山形県(668), 秋田県(600)であった。
- 6) 星野周弘ほか編, 1995,『犯罪・非行事典』大成出版社, p.236。
- 7) 滋賀県・財団法人 地域自治研究機構, 2005,『地域防犯システムの構築に関する研究』滋賀県・財団法人 地域自治研究機構, p.25。
- 8)『地域防犯システムの構築に関する研究』は, 滋賀県の犯罪の特徴について, つぎのようにまとめている(p.31)。(1) 他県居住被疑者の割合が高い。検挙人員総数の8.7%をしめている(全国平均は7.7%で全国6位)。(2) 来日外国人による犯罪の割合が高い。検挙人員総数の3.4%をしめている(全国平均は0.7%)。(3) 少年犯罪の割合が高い。検挙人員総数の49.0%をしめている(全国平均は38.0%)。データはいずれも『滋賀の犯罪 平成15年』(滋賀県警察本部刑事部捜査一課)にもとづく。
- 9) 滋賀県も他の都道府県と同じく, 平成の大合併により, 多くの近隣町村が合併し, 市町村数は激減している(1970年の50市町村から2006年3月の26市町)。行政区域も異なってくるなど, 市町村を分析単位とした経時的な分析は今後困難が予想される。
- 10) 市町村別の犯罪統計が編纂されるのは1966年が最初の年で, それより前の統計は入手不可能である。
- 11) また, 4時期における粗暴犯と窃盗犯の発生率の相関係数は, 順に, 0.553(1970年), 0.337(1980年), 0.672(1990年), 0.715(2000年)である(表では省略)。1980年の係数が5%水準, それ以外の3つの係数は1%水準で有意である。粗暴犯の発生率と窃盗犯の発生率のあいだには有意な関係がある。つまり, 暴力犯罪が多発する地域に, 財産犯罪也多発していることがわかる。
- 12) 犯罪をはじめとする逸脱現象をその地域の諸特性との関連で説明するアプローチは, シカゴ学派(E.W. バージェスやC.R. ショウとH.D. マッケイ)にその原型をもとめることができる。しかしその理論と研究方法が導いてきた実証研究の大半は, 「犯罪者」や「犯罪多発地域」の特徴のみに焦点をあわせた, 一面的なものとなっている。その後, 欧米諸国においては, 特異な人格や劣悪な社会的背景に犯罪の原因をもとめる, 犯罪者中心の「原因論」から, 物的・人的環境の改善によって犯罪の機会をあたえないことを目的とした, 住民(被害者)主体の「機会論」へと, 犯罪対策の焦点はシフトしてきた。本研究の視点も基本的にその潮流にそったものである。ただし, ここの分析においては, 特定の仮説を検証するわけではないため, 「原因論」と「機会論」のそれぞれの重要概念を参考にして指標を決めている。
- 13)『地域防犯システムの構築に関する研究』, p.28を参照のこと。
- 14) 犯行現場と犯罪傾向の高いといわれる属性集団の居住地の市町村が必ずしも一致するとは限らない, という反論もあるだろう。



粗暴犯



窃盗犯

図A 滋賀県市町村における犯罪率の箱ひげ図（1970年vs.2000年）

粗暴犯の発生率の幅の縮小は一目瞭然である。また粗暴犯と比較して、窃盗犯の値の縮小幅は小さいが、窃盗犯のウェイトが全体的に上昇していることを考慮すれば、市町村間の散らばりは本文中に示めた四分位範囲と標準偏差の数値以上に小さくなっていると考えられる。